

仕 様 書

1 業務の名称

特例郵便等投票関係書類回収・投函業務

2 業務の目的

特定患者等の特例郵便等投票に係る関係書類の回収及び郵便ポストへの投函を業務委託により行うことで、当該選挙人の便宜を図る。

3 特例郵便等投票制度について

令和3年6月18日、特定患者の郵便等を用いて行う投票方法（以下「特例郵便等投票」という。）について、公職選挙法の特例が定められた。

以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる者は、現在する場所において投票用紙に記入し、郵便等（郵便又は信書便）を利用して選挙管理委員会へ送付することにより投票できる制度である。

<「特定患者等」とは>

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3 第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求めを受けた者

(2) 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている者

※ 制度の概要については別紙1「特例郵便等投票のご案内」参照

4 業務の内容

委託者の依頼に応じて、委託者の指定する回収場所に行き、特例郵便等投票関係書類（特例郵便等投票請求書又は二重の封筒に封緘された投票用紙が入ったファスナー付き透明ケース等（別紙2参照））を回収のうえ、郵便ポストへ投函する。

(1) 共通事項

ア 業務遂行にあたり、必ず最低2名以上で行うものとする。

イ 指定回収場所において特例郵便等投票関係書類を回収し郵便ポストへ投函後、翌日までにメール等により回収・代行投函数を委託者に報告するものとする。

＜回収・投函する特例郵便等投票関係書類のサイズ・重さ＞

長形3号程度の大きさの封筒が封入された、B5サイズ程度のファスナー付き透明ケース等（1セット50～80グラム程度）

※ 特定患者等は、別紙1に基づき、あらかじめ特例郵便等投票関係書類を作成している。

ウ 回収指示については各対応業務毎に異なる。

（ア）宿泊療養者対応業務：市選挙管理委員会事務局

（イ）自宅療養者対応業務：区選挙管理委員会事務局（10区）

※ 各選管の所在地・担当等については別紙3参照。

エ 回収・投函の対応時間については基本的に9時から17時まで（4(3)エを除く）とする。

(2) 宿泊療養者対応業務

ア 宿泊療養者が入所する市内3箇所（場所については、契約締結後詳細を伝える。）の宿泊療養所を指定回収場所とする。

イ 回収がある場合については、午前・午後に各1回、委託者から受託者に対し指定回収場所を指示するものとし、その後、速やかに回収・投函に向かうものとする。ただし、特例郵便等投票期日（選挙期日の前日）については回数が増える場合がある。また、回収が無い場合であっても、その旨、委託者が受託者に連絡する。

ウ 指定回収場所において依頼日当日分の委託者が指定する数量があるか確認のうえ、指定する郵便ポストへ投函する。

※ 業務の流れについては別紙4参照。

(3) 自宅療養者対応業務

ア 指定回収場所は、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の選挙人の住居となる。

イ 回収する際には、受託者が指定回収場所到着時にインターフォンもしくは携帯電話等で選挙人に連絡し、当該選挙人が玄関扉の外に回収物を置いて玄関扉を閉めた後、受託者が回収物を消毒液等で消毒して回収することを想定している。消毒液等については事前に受託者において用意すること。回収方法の例として、回収箱を当該選挙人宅の玄関前などに設置、投函してもらうなどして接触感染などの対策を施す。

ウ 回収がある場合については、原則 16 時までに委託者から受託者に対し指定回収場所を指示するものとし、回収・投函については翌日対応とするが、下記エ (ア) ~ (エ) については、当日対応で指示することがある。また、履行日当日中（各日 16 時まで）も指定回収場所を追加指示する可能性がある。この場合でも可能な限り対応できるよう、業務の履行に必要な車両及び人員等を確保すること。

※ 業務の流れについては別紙5参照。

エ 特例郵便等投票の請求期日前日（選挙期日（投票日当日）前5日）、請求期日（選挙期日前4日）、選挙期日の前日及び当日については以下の時間まで対応するものとする。

（ア）特例郵便等投票の請求期日前日（選挙期日前5日）

対応時間 22 時まで（委託者からの回収指示は 21 時まで）

（イ）特例郵便等投票の請求期日（選挙期日前4日）

対応時間 18 時まで（委託者からの回収指示は 17 時まで）

（ウ）選挙期日前日

対応時間 22 時まで（委託者からの回収指示は 21 時まで）

（エ）選挙期日当日

対応時間 21 時まで（委託者からの回収指示は 20 時まで）

5 履行期間

契約締結日から第 26 回参議院議員通常選挙期日まで

※ 業務を行う期間については、次のとおり 3 つの段階を想定する。

(1) 準備期間：契約締結から履行開始までの間の体制づくり等の準備期間

契約締結日～選挙期日前 23 日

(2) 履行期間 A：対応件数が期間内に計 80 件と想定される期間

選挙期日前 22 日～6 日及び選挙期日（18 日間）

(3) 履行期間 B：対応件数が期間内に計 100 件と想定される期間

選挙期日前 5 日～1 日（5 日間）

なお、想定される選挙期日によるスケジュールの場合分けについては
別紙 6 参照。

6 予定件数

180 件

（内訳）

予定件数として以下のとおり想定する。

・履行期間 A：18 日間で 80 件

・履行期間 B：5 日間で 100 件

※ 訪問する指定回収場所 1 箇所あたりを 1 件とする。

※ 予定件数については、実際の件数を保証するものではない。

7 事前提出書類

上記 5 (2) の履行期間 A の開始日の前日までに以下を提出すること。

(1) 事務処理要領等（受託者において、事務処理要領等を作成のうえ、従事者に対して研修を行うこと）

(2) 従事する従事者の名簿

(3) 受託者側の統括責任者の常時連絡が可能な連絡先（電話番号等）

8 その他

- (1) 万一、従事者に遅刻・欠勤等が生じる恐れがある場合は、受託者の責務において速やかに代替者を調整し、業務に支障をきたさないこと。
- (2) 本業務の履行にあたり、個人情報を取り扱う際には、別紙7『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
- (3) この仕様書に定められていない事項及び疑義が生じたときは、委託者及び受託者の双方が協議のうえ、これを決定すること。
- (4) 本業務中に生じる事故においては受託者が加入する保険にて対応すること。
- (5) 受託者は新型コロナ感染症へのリスクを考慮し必要な措置（事業所・移動車両の換気、消毒など）を実施すること。かかる費用は受託者負担とする。

9 担当

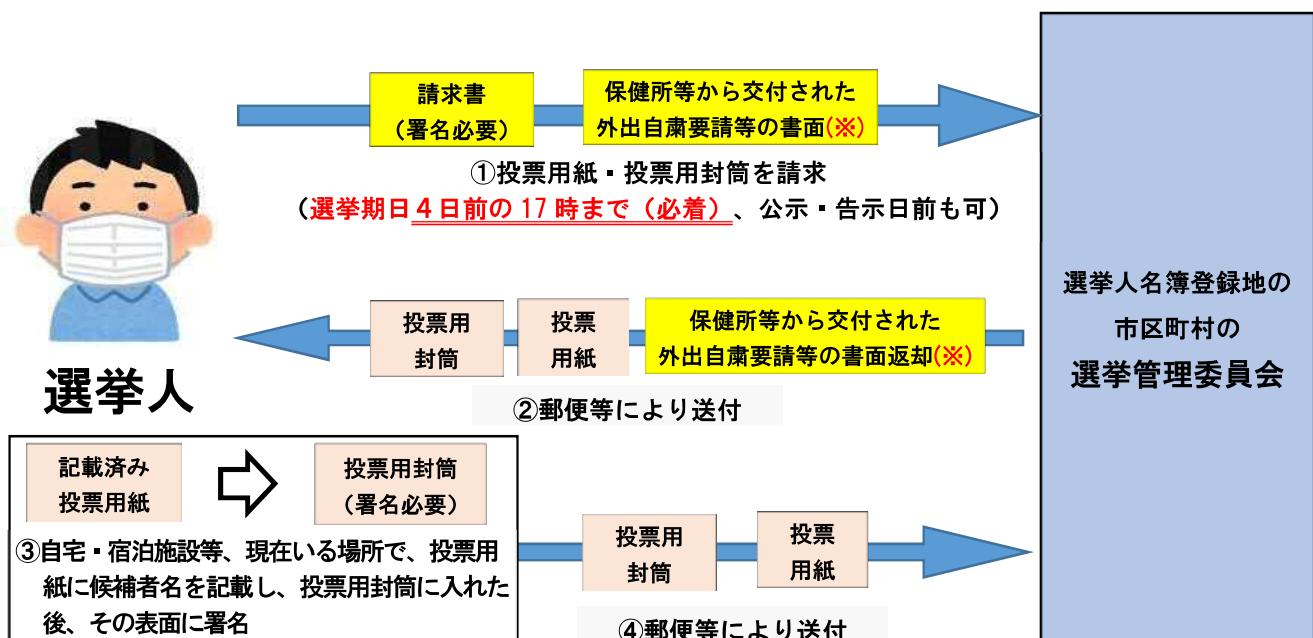
札幌市選挙管理委員会事務局選挙係 井鳥 Tel 211-3247

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票のご案内

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、投票用紙の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の期間が参議院議員通常選挙の公示日の翌日から選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、「特例郵便等投票」ができます。

＜手続きのイメージ＞



※ 札幌市においては「外出自粛要請等の書面」が交付されていないため、記載例を参考に「請求書」をご記載ください。

◆ 濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。

投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等で投票して差し支えありません。感染拡大防止のために、アルコール消毒やマスクの着用、混雑時を避けるといった必要な対策等にご協力をお願いします。

◎ 札幌市各区の選挙管理委員会の連絡先

中央区選挙管理委員会	011-205-3206	豊平区選挙管理委員会	011-822-2406
北区選挙管理委員会	011-757-2404	清田区選挙管理委員会	011-889-2010
東区選挙管理委員会	011-741-2412	南区選挙管理委員会	011-582-4711
白石区選挙管理委員会	011-861-2406	西区選挙管理委員会	011-641-6922
厚別区選挙管理委員会	011-895-2424	手稲区選挙管理委員会	011-681-2427

※ 宿泊療養所又は自宅において重複してこの配布セットを受け取る場合もありますのでご了承ください。

※ この配布セットが届いた方が、必ずしも特例郵便等投票をご利用頂けるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

特例郵便等投票制度の詳しいご案内については、

総務省特例郵便等投票制度ホームページをご覧ください。



投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

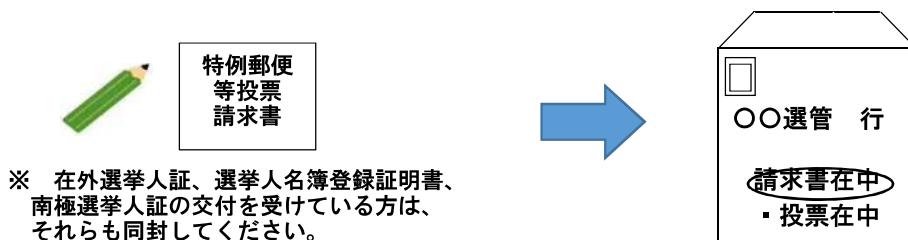
- ① 特例郵便等投票の投票用紙等の請求は、配布セットに同封した「特例郵便等投票請求書」により行ってください。また、「特例郵便等投票請求書」を郵送する際は、配布セットからご自身の選挙人名簿登録のある区の料金受取人払の宛名表示を選び、封筒に貼付のうえ郵送をお願いします。

※ 札幌市以外の選挙人名簿に登録のある方につきましては、ご自身の登録のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクやビニール手袋を着用してください。



- ② 「特例郵便等投票請求書」に必要事項を記入し、料金受取人払の宛名表示を貼付した封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



- ③ 「特例郵便等投票請求書」等を入れた封筒を、宛名がわかるようにチャック付きポリ袋（配布物を同封している袋）に封入し、表面を除菌シート等により消毒してください。

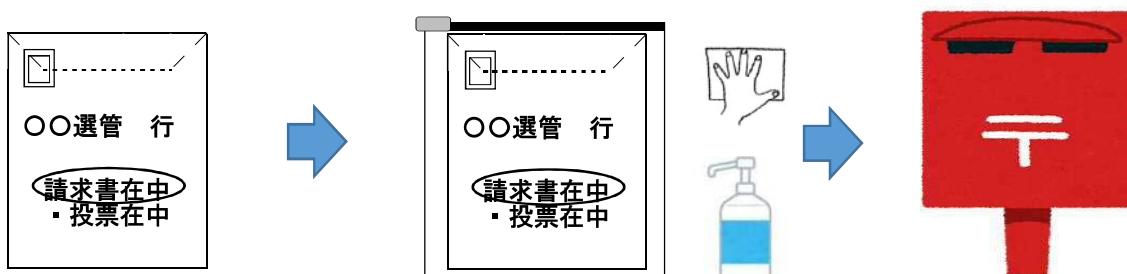
その上で

- 自宅にて療養中の方は、同居人、知人等に投かんを依頼してください。
- 宿泊療養所で療養中の方は、施設に設置する受取専用箱（透明・鍵付き）に投かんしてください。受取専用箱の設置場所、投かんのタイミングにつきましては宿泊療養所の事務局職員へご確認ください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、本配布物が同封されているチャック付きポリ袋をご利用いただくよう、ご協力をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。

※ 自宅にて療養中の方で、投かんを依頼できる同居人、知人等がいない場合はご自身の選挙人名簿登録のある区の選挙管理委員会事務局へご相談ください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。



ファスナー付き透明ケースについては以下の要件を満たすものとされており、上記以外にもフリーザーバッグ等が該当する。

- 1 郵便物より一回り大きな大きさとすること。
- 2 内容物となる郵便物の宛名等を視認できるように外装の色は透明とすること。
- 3 消毒を行うため、濡れに強い材質であること。
- 4 内容品を確実に密封できるようにファスナー付きのものとすること。
- 5 輸送等作業中に万が一にも破損しないような一定の強度とすること。

選挙管理委員会事務局・担当者一覧表

別紙3

■ 市選挙管理委員会事務局

	事務室	住所	電話	担当者
市	市役所本庁舎 4 階	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	211-3247	井鳥

■ 区選挙管理委員会事務局

	事務室	住所	電話	担当者
中央	中央区役所仮庁舎 5 階 中央区選挙管理委員会室	札幌市中央区大通西 2 丁目	205-3206	佐々木
北	北区民センター 1 階 集会室	札幌市北区北 2 5 条西 6 丁目 1 番 1 号	757-2404	小林
東	東区民センター 3 階 講義室	札幌市東区北 1 1 条東 7 丁目 1 番 1 号	741-2412	佐藤
白石	白石区役所 4 階 区長会議室	札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8 番 1 号	861-2406	伊庭
厚別	厚別区民センター 2 階 会議室B	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 番 2 号	895-2424	鈴木
豊平	豊平区民センター 3 階 第 1 ・ 第 2 会議室	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 1 番 1 号	822-2406	小林
清田	清田区役所 3 階 中会議室	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 2 番 1 号	889-2010	山口
南	南区役所 3 階 中会議室	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 2 番 1 号	582-4711	谷口
西	西区役所 4 階 事務室 西区役所 4 階 事務室	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1 番 1 号	641-6922	竹本
手稲	手稲区民センター 視聴覚室	札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1 番 10 号	681-2427	岡田

ポスト投函までの流れ(宿泊療養所)

別紙4

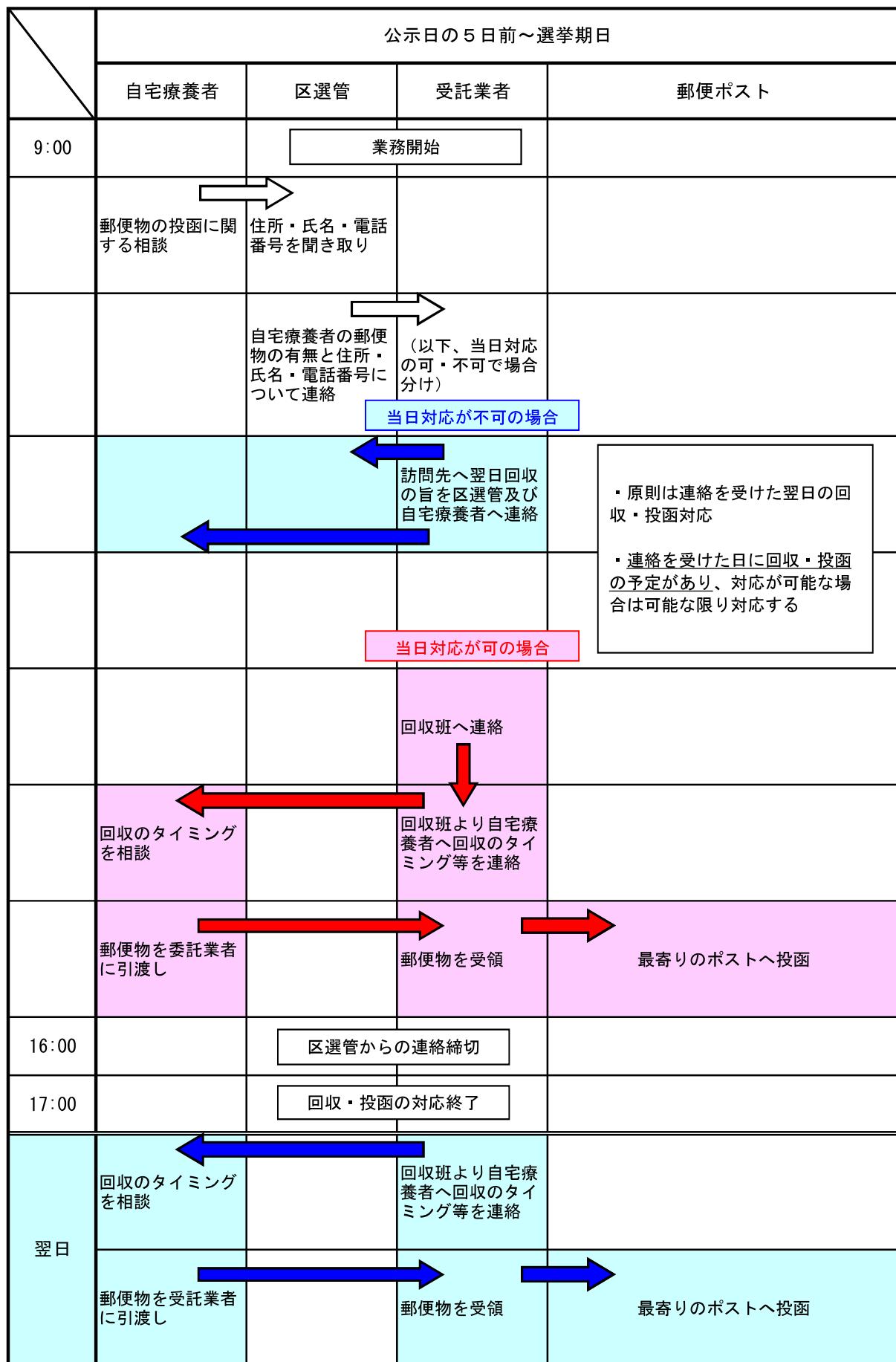
公示日の5日前～選挙期日				
	宿泊療養施設	市選管	受託業者	郵便ポスト (最寄りの郵便ポスト)
前日の夕食後	専用ボックスから郵便物を回収			
○:○○	(統括職員) 郵便物の有無を回答	電話で郵便物の有無を確認		
		郵便物の有無を連絡	「有」の場合、指定時刻に宿泊療養施設へ	
○:○○	郵便物を委託業者に引渡し		郵便物を受領	受領確認でき次第、ポストへ投函
昼食後	専用ボックスから郵便物を回収			
○:○○	(統括職員) 郵便物の有無を回答	電話で郵便物の有無を確認		
		郵便物の有無を連絡	「有」の場合、指定時刻に宿泊療養施設へ	
○:○○	郵便物を委託業者に引渡し		郵便物を受領	受領確認でき次第、ポストへ投函
夕食後	専用ボックスから郵便物を回収			

(翌日引渡し)
※引き渡しは、選挙期日の前日まで

※ 投函後、翌日までにメール等により回収・代行投函数を委託者に報告

ポスト投函までの流れ(自宅療養者)

別紙 5



※ 投函後、翌日までにメール等により回収・代行投函数を委託者に報告

選挙期日ごとのスケジュール

現在、想定される選挙期日ごとのスケジュールについては以下のとおり。

選挙期日	(1) 準備期間	(2) 履行期間A (対応件数が期間内に計80件 と想定される場合)	(3) 履行期間B (対応件数が期間内に計100件 と想定される場合)
	契約締結日～6月17日(金)	・6月18日(土)～7月4日(月) ・7月10日(日)	7月5日(火)～7月9日(土)
1 7月10日(日)	契約締結日～6月24日(金)	・6月25日(土)～7月11日(月) ・7月17日(日)	7月12日(火)～7月16日(土)
2 7月17日(日)	契約締結日～7月1日(金)	・7月2日(土)～7月18日(月) ・7月24日(日)	7月19日(火)～7月23日(土)
3 7月24日(日)			

別紙7

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が本契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、本契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の破棄)

第6 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに破棄するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。